



EU競争法のカルテル規制

ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士
法学博士（Ph.D.） 井上 朗

**Baker
McKenzie.**



PRIVATE AND CONFIDENTIAL

水平規制

TFEU条約101条1項

TFEU条約101条1項

■ 条文上の要件

『事業者 (undertaking) 間の合意 (agreement)、事業者団体による決定 (decision) 又は協調的行動 (concerted practice) であって、加盟国間の通商に感知し得る影響を与えるものであり、域内市場内の競争を阻止し、制限し又は歪曲することをその目的又は効果として有するもの』

カルテルの具体例

- **購入・販売価格その他の取引条件を直接または間接に定める行為**
- **生産、販売、技術開発、投資を制限する行為**
- **市場や供給資源を分割する行為**
- **同一のサービスに対し、不統一な条件を課し、競業者を競争上不利におく行為**
- **性質上、商業的利用の点からも契約には関係のない、補助的サービスの受諾を契約締結の条件とすること**

TFEU条約101条1項

- **事業者** (undertaking)
 - ✓ 経済的同一体単位で捉える
 - ✓ 親子会社関係のある場合には、親会社が、決定的な影響力の行使 (decisive influence)をしていると推測される
 - ✓ 100%親会社の場合には、資本関係の立証のみで足りる
- **合意** (agreement)
 - ✓ 明示のものである必要はなく、黙示のもので足りる
- **協調的行動** (concerted practice)
 - ✓ 合意に至らない協調的行動を広く補足する
 - ✓ 間接的な接触でもこれに該当し得る

TFEU条約101条1項

- **感知し得る影響**
 - ✓ 水平的場合：域内市場の市場占有率10%以上
 - ✓ 垂直の場合：域内市場の市場占有率15%以上
 - ✓ ハードコア制限の場合には上記にかかわらずEU競争法が適用される
- **目的**（効果の発生を必要としない）
 - ✓ 価格協定
 - ✓ 現在または将来の価格情報の交換
 - ✓ 市場分割
 - ✓ 生産または販売制限
 - ✓ ボイコット
 - ✓ 再販売価格拘束
 - ✓ 輸出禁止
- **効果**（競争を阻止し、制限し又は歪曲する効果が発生すること）

TFEU条約101条3項

- **TFEU条約101条3項により個別適用免除を受けるための4つの基本原則：**
 - ✓ 製品の生産、販売を改善し、技術、経済的發展を促進するものであること。
 - ✓ 消費者が、結果としての恩恵を得ることができるものであること。
 - ✓ 制限は、目的を達するのに必要なものであること。
 - ✓ 協定・協調行為は、当事者に製品についての競争を著しく排除する可能性を与えるものでないこと。

- **一括適用免除規則**
 - ✓ 技術移転契約、保険、自動車販売契約、輸送に関する協定に関する一括適用免除規則等

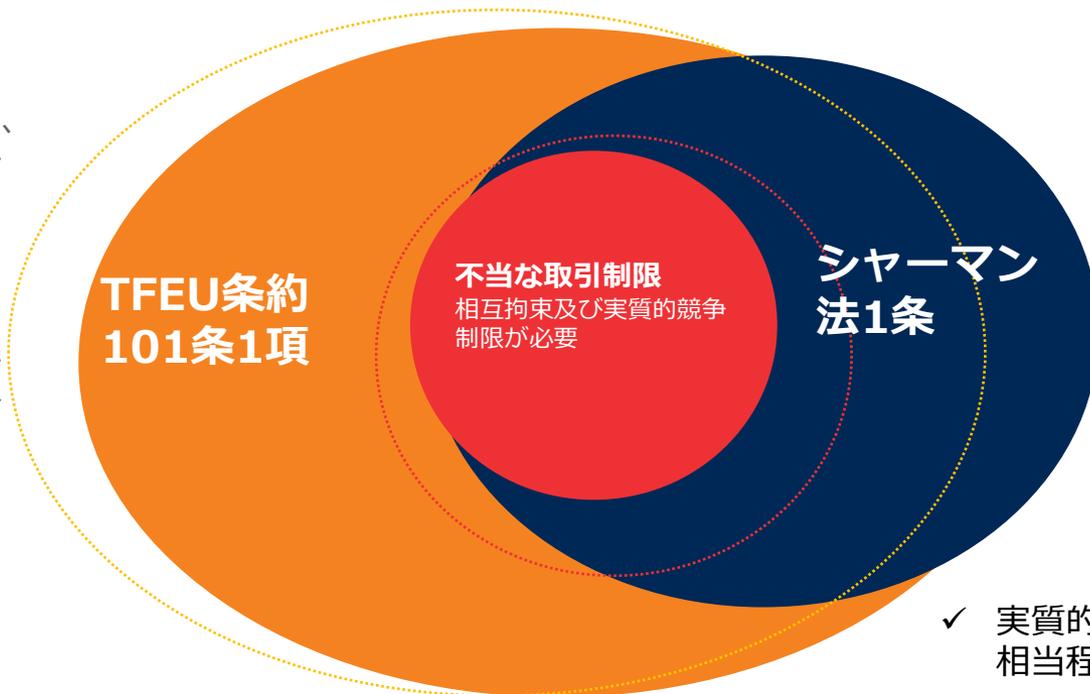
ハードコア制限

#

ハードコア制限の概要

EU競争法における水平的ハードコア

- ✓ 協定、決定及び共同行為が対象
- ✓ 共同行為は、「協定」以外の共同行為を含む、相互拘束や実質的競争制限を必要としない、「不当な取引制限」よりも広い概念
- ✓ 「共同行為」には「情報交換」が正面から含まれる
- ✓ 執行対象は確実に拡大化



- ✓ シャーマン法1条の「共謀」(conspiracy)には相互拘束性は必要としない
- ✓ 実務的には、情報交換に近い行為も補足している
- ✓ 「共謀」の範囲は、不当な取引制限よりも広い
- ✓ 実質的にはleniencyの内容に相当程度影響される

対象範囲の拡大化

EU競争法における水平的ハードコア

- 入札談合、価格協定、数量調整、市場分割等が典型的なカルテル。
- 競争事業者の関係にないもの (cartel facilitator) も、合意の当事者になり得る (Case C-194/14 P, AC-Treuhand AG V Commission, judgement of 22 October 2015) 。
- Discountに一定の制限を設けるようonline platformの参加業者に依頼した場合、依頼を受領した業者は共同行為に参加したとの推定が働く (Case C-74/14 Eturas AB and others v Lietuvos Respublikos konkurencijos taryba, judgement of 21 January 2016)。推定を覆すには、共同行為には参加していないことが明らかであることを反証しなければならない (Case C-634/13 P, Total Marketing Services v Commission)。
- 会議に受動的に参加していただけでも合意の当事者と認定される (Case C-194/14 P, AC-Treuhand v Commission)。

EU競争法における水平的ハードコア

■ 価格協定・入札談合

- 価格協定に対しては極めて厳格に執行される（Case 48/69 ICEuroLtd v. Commission [1972]）。
- あからさまな価格協定以外の価格協定（安売り販売の禁止、共通の会計手続の利用等）（74/292 OJ 1974）、手数料の調整（IP/07/1522）、値引き幅の調整（OJ 1983 L200/44）。

■ 市場分割

- EU競争法では極めて厳格に執行される。

■ ボイコット

- EUでは事例の集積に乏しい。

■ 不況カルテルは罰金額で調整（C-101/07 P and C-110/07P beef industry case）

■ ハードコア型の合意については、デミニマスルールも適用されない（デミニマスルールの例外）

#

リニエンシー制度の概要

リニエンシー制度の概要

- **免除の要件**

- 調査開始前：最初の申請、調査開始を可能とする証拠提出
- 調査開始後：最初の申請、違反認定できる証拠等の提出

- **申請者の義務**

- 継続協力義務
- 違反行為の停止

リニエンシー制度の概要

■ 減額の要件

- 欧州委員会がすでに保有している証拠に重要な価値を付加する (significant added value) 証拠を提供する。

■ 申請者の義務

- 継続協力義務
- 違反行為の停止

■ 減額の効果

- 最初に上記証拠を提出した事業者：30～50%の減額
- 2番目に上記証拠を提出した事業者：20～30%の減額
- 3番目以降に上記証拠を提出した事業者：～20%の減額